

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第111号

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第12号を削り、同条第13号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第14号を第13号とし、第15号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)